

令和6年度各種補助金における募集&補助金交付に係る申請等の手順について

I

対象事業の募集申請

申請



II

対象事業及び交付額の審査・決定

通知

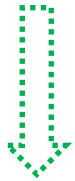
条件付帯



承認

不承認

検討



III

補助金（概算）の交付請求

※ 上記の決定通知に記載している期日以内に

請求



IV

補助金（概算）の交付

交付



V

対象事業の実施

【事業実施期間】 令和6年4月1日～令和7年2月28日（原則）

提出



【報告】 対象事業の実施終了日より30日以内
又は 令和7年3月15日のいずれか早い日（原則）

VI

補助金額の確定

通知



VII

精算

I 募集対象 都内地域スポーツクラブのうち、区市町村から東京都に届出が完了している団体
募集期間 **令和6年4月1日～同月15日**
提出書類 各実施要項第1号様式-1 申請書
各実施要項第1号様式-2 計画書
各実施要項第1号様式-3 収支計画書
各実施要項第1号様式-4 確認書
各実施要項第1号様式-5 公金取扱者設置届出書
提出前チェックリスト
ガバナンスコードに係るセルフチェックシート（努力義務）

II 事業審査 各事業の事業審査基準に基づき審査を実施
決定内容 ① 対象事業（補助金交付対象）の選定
② 補助金交付（概算）額の決定
通知書類 各実施要項第2号様式 審査結果について

※ 対象事業としての承認、補助金（概算）交付額の決定通知を受けた事業について、取り下げるべき事由が発生した場合、又は、事業内容を変更した場合には、次の様式を以って東京都スポーツ協会に申請する。
（取り下げ） 各実施要項第3号様式 取り下げ申請書
➤ 取り下げは通知のあった日から14日以内に
（内容変更） 各実施要項第5号様式 計画変更承認申請書

III 交付対象 各実施要項第2号様式で承認を受けた事業
※ t o t o助成事業は対象外
補助金額 （都民） 年間 50万円/クラブ
（上限） （シニア） 年間 20万円/クラブ
提出書類 各実施要項第4号様式 補助金概算交付請求書
・クラブの役員名簿
・印鑑証明書
・使用印鑑届
・その他東京都スポーツ協会が必要と認める書類
・提出前チェックリスト

IV 各クラブが指定する口座に補助金を交付（口座振替処理）

V 対象事業の実施後、以下の様式で東京都スポーツ協会に事業報告を行う。

提出書類 各実施要項第6号様式-1 完了報告書
各実施要項第6号様式-2 実績報告書
各実施要項第6号様式-3 収支決算書
提出前チェックリスト

VI 事業報告書等による審査を行い、補助金額を確定し通知する。

VII 補助金額の返還がある場合は、東京都スポーツ協会指定口座に戻入を行う。
精算完了後、対象事業の終了となる。